扱所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従つて、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）

イ　危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ロ　危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所

ハ　危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）を専ら行う一般取扱所

［六～九　略］

（吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五　［略］

（洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五の二　［略］

（焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十六　［略］

（充塡作業を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十八　［略］

（詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十九　［略］

（危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例）

第二十八条の五十九の二　第二十八条の五十四第五号の二の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2　第二十八条の五十四第五号の二イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十二号及び第十九号の規定は、適用しない。

一　一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。

二　危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。

三　液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第五号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四　危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五　危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防

［六～九　同上］

（専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五　［同上］

（専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十五の二　［同上］

（専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十六　［同上］

（専ら充塡作業を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十八　［同上］

（専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例）

第二十八条の五十九　［同上］

［新設］